甲賀市骨髄移植ドナー支援事業

甲賀市では、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄・末梢血管細胞を提供した市民に対して助成金を交付します。

氏に対して切成金を交換します。			
助成対象者の要件と申請の方法	ドナー	対象者 (1~3の すべてに該 当する方)	1 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けている方。2 骨髄等の提供を行った日(骨髄等提供日)に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている方。3 1に規定する方で、他の地方公共団体及び企業・団体が実施する同種同類の奨励金、助成金等を受けていない方。
		助成内容	骨髄等の提供のため、以下の通院または入院等に要した日数に対し、7日間を限度に1日2万円を助成します。 1 健康診断のための通院 2 自己血貯血のための通院 3 骨髄等の採取のための入院 4 その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談 ※骨髄等の提供に伴い生じた健康被害のための通院等は除きます。
		申請書類	骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(助成対象ドナー用)(様式第1号) ア 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類 イ 骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証する書類 ウ 骨髄等提供日に市内に住所を有することが確認できる書類
	事業所	対象事業所	助成対象ドナーが就業する国内の事業所 (国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。)
		助成内容	助成対象ドナーが骨髄等の提供のための特別休暇(ドナー休暇)を利用して骨髄等の提供に係る通院等に要した日数に対し、7日間を限度に1日1万円を助成します。 ただし、助成対象ドナーが複数の事業所に勤務するときは、勤務実態を考慮し、これらの事業所間で本文の額の範囲で案分します。
		申請書類	骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(助成対象事業所用)(様式第2号) ア 助成対象ドナーとの雇用関係が確認できる書類 イ 骨髄等の提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
申請期間			骨髄等の提供が完了した日から1年以内に申請してください。

[助成金交付の流れ]

> 問い合わせ・申請窓口 甲賀市健康福祉部すこやか支援課 TEL 0748-69-2169 FAX 0748-63-4085(代) 平日 8:30~17:15 (年末年始等を除く)